

第 9 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 16 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第9回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月16日(金) 午後2時から午後3時14分まで
- 2 開催場所 秋田市職員研修棟第1・2研修室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

1番 佐々木 英 久	2番 武 藤 真 作
3番 関 正 美	4番 鈴 木 昇
5番 星 容 子	6番 相 場 堅 一
8番 安 田 友 一	9番 白 岩 勝 雄
10番 柴 田 ますみ	11番 鎌 田 悦 雄
12番 佐々木 和 昭	13番 齊 藤 善 彦
15番 加 藤 淳	16番 三 浦 宏 和
17番 伊 藤 洋 文	18番 佐々木 吉 秋
19番 加賀屋 慎 一	
- 5 欠席農業委員

7番 佐々木 繁 明	14番 藤 田 修
------------	-----------
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第35号 農用地利用集積計画(令和4年度第6号)に関する件
 - 第7 議案第36号 非農地証明申請に関する件
 - 第8 議案第37号 令和5年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件
- 7 事務局職員

事務局長 小山田 邦 子	参 事 加 藤 康 則
副参事 伊 藤 弘	副参事 住 谷 真 人
主席主査 稲 葉 隆	主席主査 中 村 至
主席主査 山 本 郷 史	主席主査 勝 田 茂 満
主 査 岡 部 洋 介	
- 8 書 記

主席主査 勝 田 茂 満	
--------------	--
- 9 議事録署名委員

2番 武 藤 真 作	3番 関 正 美
------------	----------

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第9回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。7番佐々木繁明委員、14番藤田修委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、委員の皆様事前に発送した議案書について、一部内容の訂正があります。このことについて、のちほど農業農村振興課の伊藤課長から説明をいただくこととしております。</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第9回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、2番武藤真作委員、3番関正美委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
2番武藤真作委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
12番佐々木和昭委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「令和4年度農地パトロール」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局 (勝田主席主査)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第77回常設審議委員会」につきましては、私が報告します。
	【会務報告3の報告】
	次に、会務報告4の「美里町行政視察」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「令和4年度秋田市農業活性化フォーラム」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (中村主席主査)	【会務報告5の報告】
議長	次に、会務報告6の「令和4年度第3回運営委員会」につきましては、4番鈴木昇代理から報告をお願いします。
4番鈴木昇代理	【会務報告6の報告】
議長	次に、会務報告7の「令和4年度市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (小山田事務局長)	【会務報告7の報告】
議長	次に、会務報告8の「園芸振興センター研修生との交流会」につきましては、5番星容子委員から報告をお願いします。
5番星容子委員	【会務報告8の報告】
議長	次に、会務報告9の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告14の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告9から14までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
2番武藤真作委員	はい、議長。

議 長	2番、武藤委員どうぞ。
2番武藤真作委員	<p>2番武藤です。2点要望させてください。ひとつは、区域部会の活動報告ですが、個人名等の固有名詞が報告書に記載されていて個人的に気になります。区域部会では、やりとりの中で個人名等が出ていると思いますが、報告書においてはその記載は控えるべきと考えます。</p> <p>もうひとつは、会務報告8の新規就農者との交流会についてです。これは園芸振興センターの研修生を対象にして行ったものと思われ、農業委員会からは柴田・星両委員が参加していますが、他の農業委員も積極的に参加できるように声かけ等の取り組みを希望します。</p> <p>以上のことについて、検討いただければと思います。</p>
議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (加藤参事)	<p>一点目に関しましては、部会長から報告書を提出していただいた段階で内容を確認して、個人名や個人情報に関する記載がありましたら、部会長に対して「この部分を修正させていただきませんか」と相談して、総会では個人名等が特定されないよう配慮をさせていただきたいと思います。</p> <p>二点目については、以前、総会の場で10番柴田委員から女性委員としての活動に関して例示を交えながら、これらの活動を認めていただけるかとの説明がありました。その際、例示の中に園芸振興センター研修生との交流が含まれていて、私から「事務局では、以前、柴田委員の説明と同様の活動を行っており、今後復活させる予定はあります」と申し上げました。ただ、佐々木会長から「女性委員のみなさんに、それらの活動についてお願いします」とのお話があったこと、総会后に柴田委員と相談した際、研修生側の負担を考慮するなど、委員会の活動として女性委員の活動と事務局の活動を相乗りする形態で現在に至っております。</p> <p>女性委員による活動がこれで終了する訳ではないと思うので、柴田委員におかれては第2弾、第3弾を開催しながら、研修生の地元の農業委員も交えて話し合いをする等の構想をお持ちかと思います。それが進んだときには、武藤委員にも参加いただく機会があると思いますがいかがでしょうか。</p>
議 長	柴田委員からも一言あるようですのでお願いします。
10番柴田ますみ委員	10番柴田です。今回は初めての交流会ということで、まず委員会として私たち農業委員の活動等を説明してから、今後、回数を重ねる毎に各地域の農業委員と交流できればと思っていますので、日程をしっかりと立てて皆様にお声がけしたいと考えております。
議 長	武藤委員、いかがですか。
2番武藤真作委員	分かりました。
議 長	他にありますか。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、日程第4の議案に入らせていただきます。

議 長	はじめに日程第4、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、8件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局 (稲葉主席主査)	<p>議案書1ページから4ページの8件について説明いたします。</p> <p>番号1から番号6までは、ほ場整備工事が計画されている区域およびその周辺で、区域内と区域外の農地の交換を行うもので、関連がありますので一括してご説明します。</p> <p>なお、この6件は譲受人の経営面積が経基法の要件を満たさないことから、農地法第3条で取り扱うものです。一方、譲渡人の所有面積はこの要件を満たすため、交換する農地の取得に係る所有権移転については、本総会の日程第6、議案第35号、農用地利用集積計画に関する件(所有権移転)の番号7から12でご審議いただきます。</p> <p>番号1の譲受人は[]。譲渡人は[]。以下、番号5まで譲渡人は同一人です。</p> <p>番号2の譲受人は[]。番号3の譲受人は[]。番号4の譲受人は[]。番号5の譲受人は[]。番号6の譲受人は[]。譲渡人は[]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人はそれぞれ農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人はそれぞれ年間160日から200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、3,093平方メートルから10,503平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号7。譲受人は[]。譲渡人は[]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は労力不足により経営縮小を進めており、譲受人が申請地の保全管理を行っていますが、この度、譲渡人が当該地の処分を希望したことから、経営面積の拡大を考えていた譲受人と売買を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、10,686平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号8。借受人は[]。貸出人は[]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの賃貸借価格は記載のとおりです。</p> <p>借受人は申請地の近隣を耕作しており、経営拡張のため申請地を賃借するものです。なお、借受人の経営面積は経基法で取り扱う要件を満たしていますが、申請地が市街化区域であることから、農地法第3条での申請となっています。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は畑作に必要な機械を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、借受人は年間250日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、借受後の経営面積は、18,729平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら8件とも、地域との調和要件について譲受人および借受人への権</p>

事務局 (稲葉主席主査)	利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われ ます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満 たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それではここで、案件1番から6番までについて現地調査を行った鎌田 一推進委員から報告を私が受けておりますので報告いたします。 ■■■■■さんは、金足鳩崎地区の基盤整備に参画しません。一方で、■■■■■ ■■■■■さんの所有農地は、基盤整備予定区域内に点在していることから、■■■■■ ■■■■■さんの農地を区域外に集約するよう県から指導がありました。そのため、 議案書に記載している農業者にご協力をいただき農地交換を行うもので すので、皆様のご判断をお願いします。 次に、案件7番について現地調査を行った伊藤由和推進委員から報告を 受けた2番武藤真作委員から報告をお願いします。
2番武藤真作委員	2番武藤です。7番の案件について、9月5日に伊藤推進委員から連絡 がありました。譲受人は農業に関して積極的に取り組んでおり、経営面積 も大きく、今後は栽培する野菜の品目を増やして販売にも力を入れる予定 であり、とても真面目な方であると伺っております。ご検討のほどお願い いたします。
議長	次に、案件8番について現地調査を行った堀井喜一推進委員から報告を 受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。この案件に関しては、堀井推進委員から問題なしとの報 告を受けております。私自身も報告を受けてから現地を確認し、問題がな いと判断しておりますのでよろしく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一同	なし。
議長	ないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、8件を原案のとおり許 可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第33号、農地法 第3条の規定による許可申請に関する件、8件を原案のとおり許可するこ とに決定いたします。 次に日程第5、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請に関す る件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)	それでは、議案書の5ページをご覧ください。 番号1です。譲受人は■■■■■。譲渡人は■■■■■。施設の概要は一般住宅 への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

事務局
(岡部主査)

次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。転用事業計画について、申請者は現在居住している実家から独立し住宅を建築するために、居住環境の良い当該地を選定、転用しようとするものです。立地基準について、農地位置は市街化調整区域内の緩和エリア。農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第3種農地です。一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金、借入資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年5月30日まで。他法令による許認可の処分について、都市計画法第29条許可見込み。土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。被害防除について、排水計画は汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。

続きまして、番号2です。譲受人は[]。譲渡人は[]。施設の概要は資材置場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。転用事業計画について、事業拡大に伴う資材増加のため、資材置場を探していたところ、適地がなく、当該地を選定、転用しようとするものです。立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第3種農地です。一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金、申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年12月31日まで。転用行為の妨げとなる権利は農地法第18条第6項の規定による通知書により合意解約済み。被害防除について、隣接に対する措置として防護柵を設置。排水計画は雨水を自然流下とします。

続きまして、番号3です。譲受人は[]。譲渡人は[]。施設の概要は車両置場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。転用事業計画について、現在所有している車両置場の代替地を探していたところ、周辺で利用可能な農地以外の土地を探したが適地がなく、当該地を選定、転用しようとするものです。立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第2種農地です。一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日まで。土地改良区等からの意見書は仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。被害防除について、隣接地に対する措置として、緩衝地を設け、排水計画は雨水を自然流下とします。

なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、30アール以下でも農用地区域内農地、第1種農地およびいずれの農地区分にも該当しないものとして第2種農地と判断した農地については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号3について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。

議長

それではここで、案件1番と3番について、現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。

6番相場堅一委員

6番相場です。9月2日に、佐藤公誠推進委員から特に問題ないとの報

6番相場堅一委員	告を受けました。私も報告を受けてから現地を確認しており、何ら問題ないと判断しておりますのでご審議のほどお願いします。
議 長	次に、案件2番について、現地調査を行った平川秀悦推進員から報告を受けた10番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
10番柴田ますみ委員	10番柴田です。9月5日に、平川推進委員から報告を受けております。報告を受けて私も現地を確認しておりますが、特に問題はないと思われるので、ご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、番号1と番号2が県農業会議への諮問の必要がない案件、番号3が県農業会議への諮問の必要がある案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち番号1および番号2を許可に、番号3を許可相当とすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち番号1および番号2を許可に、番号3を許可相当に決定いたします。 次に日程第6、議案第35号、農用地利用集積計画の撤回に関する件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)	まず、冒頭で説明があった議案書の訂正をお願いします。議案書66ページ番号23から122ページ番号54までの削除をお願いします。 今回、議案書の一部が削除となった経緯について、農業農村振興課の伊藤課長から説明があります。
農業農村振興課 (伊藤課長)	農業農村振興課長の伊藤です。よろしくをお願いします。 私から、議案取下げの経緯について説明させていただきます。来年度採択予定である、高野・三郡野地区ほ場整備計画に関係したものです。本日の総会に議案として上程していましたが、地区の代表から、整備計画の採択が1年延びたと県から情報があったことから、地区として集積計画の決定を遅らせる判断をしたのでお願いしたいとの申出がありました。私どもで可能な限り調整を尽くしましたが、結果として議案を取り下げることとなりました。 これらの案件については来年に再度上程いたしますので、ご理解をいただきたいと思っております。
事務局 (山本主席主査)	ただ今の説明に係るご質問のため、一度議長に進行をお返しします。

議	長	ただ今の伊藤課長の説明について、皆様ご質問等はございますか。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないとのことですので、取下げ以外の内容について説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)		<p>それでは、議案の説明をいたします。はじめに、所有権移転について説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>番号1から番号12は、ほ場整備が計画されている地区の、ほ場整備内の農地と外の農地の交換です。このうち、番号7から番号12は、日程第4議案第33号で審議いただいた農地との交換です。</p> <p>それでは、番号1です。移転を受ける者は■■■■。移転する者は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計15件のうち、交換が12件、売買が2件・贈与が1件となります。</p> <p>続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書15ページから66ページまでをご覧ください。</p> <p>番号1です。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、議案書18ページ以降の19件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和4年度第6号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議	長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。ご質問・ご意見がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>初めに、所有権移転について採決いたします。所有権移転の15件について、原案のとおり決定することにご異議ございますか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の15件について、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。こちらは議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。案件22番の1件について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>
議	長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件22番の一部の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、案件22番の一部の1件について、原案のとおり決定することといたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p>
議	長	<p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p> <p>次に、議事参与案件であった、22番の一部の1件を除いた1番から22番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございますか。</p>
一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、22番の一部の1件を除いた1番から22番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することといたします。</p> <p>以上により、日程第6、議案第35号、農用地利用集積計画（令和4年度第6号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第36号、非農地証明申請に関する件、2件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)		<p>それでは、議案について説明します。議案書の123ページをご覧ください。番号1および番号2は土地所有者が同じであること、申請地の位置関係が近いことから、一括して説明します。</p> <p>申請人について、番号1および番号2ともに■■■■。土地の所在、面積について、番号1は太平八田字寺野■■■■番および■■■■番で面積は合計2,032平方メートル、番号2は太平八田字下町内■■■■番ほか2筆で面積は合計2,114平方メートル。</p> <p>登記および現況、事由について、番号1の地目は畑、現況は山林、事由は「昭和21年頃から耕作をしておらず山林化している。」です。番号2の登記は田、現況は原野、事由は「昭和18年頃から耕作をしておらず原野化している。」です。現地は令和4年9月2日に確認しております。</p> <p>それでは、非農地証明申請説明資料をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。申請地の状況から、番号1および番号2は「『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。説明は以上です。</p>
議	長	<p>それではここで、案件1番および2番について、佐々木英久委員、柴田ますみ委員、鈴木英弘推進委員の3名が現地を確認しましたので、1番佐々木英久委員から報告をお願いします。</p>
1番佐々木英久委員		<p>1番佐々木です。説明資料をご覧のとおり、寺野■■■■番および■■■■番について、どちらも杉等の木に覆われています。</p> <p>次に、下町内の3筆について、写真では手前に木が繁茂しているように見えますが、その奥に写っているのが申請地となります。実際、申請地まで行くとすれば、写真を撮影した高台から10メートルほど斜面を下る必要</p>

1番佐々木英久委員	があるほか、永年にわたり人が踏み入れた様子もないことから道もありません。そのため高台から目視による確認を行いました。ご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。 非農地証明申請に関する件、2件について、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。
4番鈴木昇代理	はい、議長。
議 長	4番鈴木代理、どうぞ。
4番鈴木昇代理	4番鈴木です。非農地証明そのものに関して異論はありませんが、今回は現況が山林と原野なので非農地証明申請したと思いますが、今後、同様の申請があがってきた場合、どのような地目に判断するのでしょうか。
議 長	事務局、どうですか。
事 務 局 (勝田主席主査)	申請書に記載されている内容について、委員の皆さんと現地を確認し、記載されている地目と同じと判断するか、異なる場合はどのような地目が適切かを判断することになります。
4番鈴木昇代理	地目を判断するにあたり、事務局からどのような指導をしているのですか。
事 務 局 (勝田主席主査)	あくまで、申請書の内容と現地確認の結果を比較し、申請書の内容どおりに判断するか、異なる場合は適切な地目に変更するものであり、判断にあたり事務局から指導することはありません。
4番鈴木昇代理	現在、私の地区で農地パトロールしていて、非農地として判断すべき場所が見られます。今後、農地から非農地へ変更するにあたり、申請者任せでなく私たちが「雑種地にするべき」「山林にするしかない」など指導する必要があると思うので、事務局の考えを聞かせてください。
議 長	事務局、どうですか。
事 務 局 (住谷副参事)	非農地証明申請については、基本的に山林と原野を取り扱うものです。また、実際の地目変更において、非農地証明をした農地、農地パトロール等で非農地判断した農地については、農地台帳上、農地として扱わないこととなります。なお、申請者に対して、特に指導は行っていません。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	16番三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。以前、このことで私とある委員との間で論争となりました。以前の全国農業新聞において、非農地証明を市長部局・町長部局が行い、首長の権限により山林や原野で登記したとの記事がありました。実際

16番三浦宏和委員	この手続をやられてしまうと農業委員会の意思が無視される場合があることから、私は今までどおり非農地証明申請を行い申請者本人が自覚を持って法務局に行って地目変更するよう指導するのが適切と考えます。 また、農業委員会大会の大会議案の中で、農業委員会非農地判定する農地について嘱託登記による地目変更を行える制度の創設が明記され、国に要望しています。
議 長	事務局、どうですか。
事 務 局 (住谷副参事)	昨年「非農地判断の徹底について」の通知が国から出されて、それにより皆さんからもご協力を頂いているところです。その中で地方税法381条第7項の規定により、農業委員会が非農地判断をした農地について、市長部局の協力を得て法務局への地目変更申請手続が可能であるとされていたため、市資産税課との協議や法務局との調整を図りました。しかし、法務局は資産税課経由の申請手続が必要であるとの考えであるとし、一方で資産税課は現況地目で課税判断していることから、登記地目を変更することは事務量の増大のみでメリットがないとの考えでした。 結果として調整がとれなかったことから、市長部局経由で非農地判断した農地を一括して地目変更申請する手続きが出来るような状況になっていません。
議 長	今の説明でわかりましたか。
16番三浦宏和委員	わかりました。
議 長	鈴木代理は、いかがですか。
4番鈴木昇代理	わかりましたが、やはり市長部局から地目変更出来るようにしてほしいです。
議 長	事務局から、補足説明はありますか。
事 務 局 (住谷副参事)	今回パトロールして非農地と見立てたところについて、最終的に非農地と判断すると一覧表を法務局に送付します。申請者が地目変更を希望する場合は、非農地通知書を持参のうえ法務局に行っていただければ地目変更の手続きが可能ですので、ご理解ください。
議 長	他にございますか。
一 同	なし。
議 長	ないようですので、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第36号、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することに決定いたします。

議 長	次に、日程第8、議案第37号、令和5年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件、1件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (中村主席主査)	<p>はじめに、資料の訂正です。議案書の最後のページをご覧ください。要望箇所一覧表の5番の事業量に「転落防止柵」という言葉がありますが、その柵が誤って「策略」の「策」となっていました。正しくは木偏に冊子の「柵」ですので、訂正してお詫び申し上げます。</p> <p>それでは、議案書の124ページをご覧ください。</p> <p>7月に秋田県農業委員会大会の議題となる政策提案事項と秋田市農業施策等に対する要望について、委員の皆様アンケートを実施したところ、31名、約65%の方からご回答をいただきました。</p> <p>その結果、得票数の多かった上位5項目を市および国それぞれに対する要望として採用しました。</p> <p>はじめに、市に対する要望は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担い手等の確保について <ol style="list-style-type: none"> (1) 担い手への経営継承について (2) 新規就農者の確保について 2 令和5年度秋田市単独補助土地改良事業の推進について 3 主食用米の作付転換について 4 地産地消の推進について の5項目です。 <p>次に、国に対する要望は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小規模農家への支援について 2 日本型直接支払制度について 3 肥料高騰対策の早期実施について 4 食料自給率の向上について 5 最適化活動の報告の簡素化について の5項目です。 <p>内容につきましては、事前に送付しておりますので、割愛いたします。</p> <p>また、本要望書は、9月6日に開催された第3回運営委員会で協議し、了承されています。</p> <p>なお、市長への要望書提出は、10月4日火曜日の午前9時から行い、提出者は、佐々木会長、鈴木代理、柴田委員、吉田推進委員の4名の予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>令和5年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件について、ご質問ご意見等のある方はお願いします。</p>
一 同	なし。
議 長	質問がないようですので、令和5年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件、1件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第37号、令和5年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件を原案のとおり決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>

議 長 | うございました。

(午後 3 時14分終了)